

足場の組立て等作業主任者技能講習 受講資格

質問1. 平成29年6月30日までに、18歳以上の年齢で、足場の組立て、解体又は変更の作業を、3年以上経験されていますか？



受講可能です

WEB予約から申込をはじめてください

[WEB予約へ](#) ▶



質問2. 足場の特別教育(従事者教育)の6時間教育を受講していますか？



質問3. 受講後、3年以上の実務経験がありますか？



受講可能です

WEB予約から申込をはじめてください

[WEB予約へ](#) ▶

※経験年数の開始日は、**修了証発行日の翌日**です



現時点では受講できません

足場特別教育(従事者教育)を受講後、
3年以上の実務経験が必要です



※ 免除対象の方、猶予期間内(H27.7.1~H29.6.30)に18歳以上で作業に従事されていた方などは、一部受講可能な場合もございますので、事務局(TEL:06-6941-2961)までお問合せください。